

令和3年12月8日（水）  
於：名古屋市公会堂大ホール

## 昭和支部月例集会次第

### （1）会務報告

1. 支部長会務報告
2. 政治連盟関係報告
3. 各部からの報告
4. 新入会員インフォメーション

### （2）税務署幹部との協議会

1. 昭和税務署長挨拶
2. 税務署からの連絡事項

### （3）研修会

テーマ：電子帳簿保存法改正とその対応  
講師：税理士 若林俊之氏

## 名古屋税理士会昭和支部との協議会

令和3年12月8日(水)

13:50~14:15

名古屋市公会堂

### 1 税務署長挨拶

### 2 税務署からの連絡事項

- (1) 令和3年度国家公務員倫理月間について【総務課】
- (2) 「税理士等事務員名簿」等の提出について【総務課】
- (3) 確定申告期間中における、書類の控えの返送について【管理運営部門】
- (4) 令和3年分の確定申告書の提出について【個人課税部門】
- (5) 国外財産調書制度等の適正な執行の確保について【個人課税部門】
- (6) 源泉所得税についてのお願い【法人課税部門】
- (7) インボイスの登録申請書の記載に関する注意点について【法人課税部門】

### 3 その他

# 国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ

## ～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により**利害関係のある事業者の皆様**から以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

### × 金銭や物品の贈与

× たとえ祝儀や香典という名目であっても違反

○ 国家公務員本人との関係でない場合(例えば国家公務員の配偶者が知人で、祝儀を出すなど)はOK

### × 酒食等のもてなし(接待)

○ 公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物を出す場合は OK

○ 多数の者が出席する立食パーティーで無料で飲食物を提供する場合は OK

○ 割り勘で飲食を共にする場合は OK

※ 国家公務員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、御協力をお願いします。

### × 車での送迎など、無償でのサービスの提供

○ 職務で来た公務員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車(社用車など)により送迎する場合は OK

### × 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること

× 公務員が自身の費用を負担した場合も違反

### × 金銭の貸付け

○ 金融機関が一顧客である公務員に貸付けを行う場合は OK

### × 未公開株式の譲渡

× 有償であっても無償であっても違反

### × 無償での物品や不動産の貸付け

○ 訪問を受けた際などに、文房具等を貸す場合は OK

あなたにとって**利害関係者**に該当するかは裏面をご覧ください！



## あなたはどの国家公務員にとっての「利害関係者」ですか？

以下の職務を行う国家公務員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その国家公務員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- ✓ あなたの事業を所管している部局の担当職員
- ✓ 立入検査、監査又は監察を行う担当職員
- ✓ 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- ✓ 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- ✓ 契約事務の担当職員

(注)利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。



あなたは、利害関係者ではありません。ただし、これらの事務を担当していない国家公務員に対しても、繰り返し接待をするなど、社会通念上相当と認められる程度を超える場合は、法令違反となり、相手方の国家公務員は処分されてしまいます。

「社会通念上相当と認められる」か否かは、利益供与の理由、額、頻度、国家公務員との関係性などを総合的に勘案して判断することとされています。

判断に迷う場合は、相手方機関又は倫理審査会事務局へお問い合わせください。

### 国家公務員倫理審査会HP

国家公務員倫理審査会

検索



### 公務員倫理ホットライン

(匿名での相談・通報も受け付けています)

メール rinrimail@jinji.go.jp

※ 郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。詳細は下記のwebサイトを参照ください。

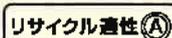
WEB

公務員倫理ホットライン

検索



※ 相談・通報者の指名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

国家公務員倫理審査会事務局 (http://www.jinji.go.jp/rinri/)

# ご自宅からのe-Tax申告のご案内

## 申告書の作成・送信は 国税庁ホームページ から



確定申告



### 確定申告書等作成コーナーなら 自宅でいつでも申告♪

書き方や計算が分からない…



入力がめんどろ…

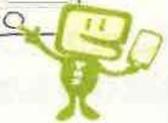


会社が休めない…



## 自動計算

画面の案内に沿って入力  
すれば税額まで自動計算



## 自動入力

マイナポータル連携や  
過去の申告データを  
利用して自動入力



## 自宅から

マイナンバーカード  
とスマホでe-Tax!



### さらに！e-Taxなら早期還付されます

### 相談はチャットボットや電話でもできます！

#### ▶ チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



税務職員ふたば

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えます。

#### ▶ お電話での相談

e-Taxの使い方  
(操作方法等)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
(全国一律市内通話料金)

**0570-01-5901**

申告書の作成に  
当たってのご不明点等

所轄の税務署へお電話ください



国税庁 法人番号7000012050002

(裏面もご覧ください)

## 令和3年分（令和4年1月以降）からはさらに便利に！

### ICカードリーダーダライタ無しでe-Tax！

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、**マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます！**

ICカードリーダーダライタがなくてもOK

※ WindowsのMicrosoft Edge、Google Chrome、macOSのSafari、いずれにも対応。



### スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、**金額や支払者情報などが自動で入力されます！**



### スマホ専用画面の対象範囲が拡大

#### スマホ専用画面の対象範囲 (NEW は令和4年1月から対応予定)

##### 【対象所得】

- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書 **NEW**  
(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
- 上場株式等の譲渡損失額 (前年繰越分) **NEW**

##### 【各種控除等】

- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 **NEW**
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

### 確定申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの動画をご案内しています

動画で見る確定申告



・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。  
・Google Chromeの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。  
・Windows、Microsoft Edgeの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。  
・macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

調書の記載が不備であるものの例

**【国外財産調書のみ】**

- ・ 「所在」欄に、国名のみを記載し、詳細な所在地の記載がない。  
⇒ 詳細な所在地を記載してください。

**《財産の区分：土地・建物》**

- ・ 「所在」欄の記載が不完全である。  
⇒ 詳細な所在地を記載してください。
- ・ 「所在」を「他」とまとめて記載している。  
⇒ 所在地ごとに記載してください。

- ・ 「用途」欄の記載がない。  
⇒ 「一般用」、「事業用」又は「一般用 事業用」の区分を記載してください。

**《財産の区分：現金》**

- ・ 「所在」欄の記載がない。  
⇒ 詳細な所在地を記載してください。

**《財産の区分：預貯金》**

- ・ 「種類」欄に、当座預金、普通預金、定期預金等の区分の記載がない。  
⇒ 預金の種類を記載してください。
- ・ 金融機関ごとにまとめて記載している。  
⇒ 預金の種類別かつ金融機関の支店別に記載してください。
- ・ 「所在」欄に所在地の記載がない。  
⇒ 金融機関名及び支店名のほか、詳細な所在地を記載してください。

**《財産の区分：書画骨とう、貴金属類》**

- ・ 「所在」欄の記載がない。  
⇒ 保管等をしている詳細な所在地を記載してください。
- ・ 「数量」欄の記載がない。  
⇒ 数量を記載してください。

令和 ×× 年 12 月 31 日分 財産債務調書		令和 ×× 年 12 月 31 日分 国外財産調書				
住所 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目3番2号		提出用 平成二十八年十二月三十一日分以降用				
氏名 山根 太郎		個人番号 ××××××××××××××				
国外財産の区分	種類	用途	所在	数量	取得価額	備考
土地			オーストリア	200㎡	54,549,100円	
建物			オーストリア	150㎡	81,000,000円	
建物			アメリカ	400 他	77,800,000円	
			建物計		157,800,000円	
現金					10,000,000円	
預貯金			オーストリア		5,000,000円	
預貯金			アメリカ		23,781,989円	
預貯金			銀行		5,000,000円	
			預貯金計		33,781,989円	
有価証券	市場株式				3,300,000円	
有価証券	債券				24,000,000円	
有価証券	金				5,000,000円	
合計額					266,389,989円	

**《財産の区分：有価証券》**

- ・ 「所在」欄の記載がない。  
⇒ 詳細な所在地を記載してください。
- ※有価証券の保管等を委託している場合には、有価証券取引に係る金融機関名及び支店名のほか、詳細な住所を記載してください。
- ・ 「数量」欄、「取得価額」欄の記載がない。  
⇒ 数量、取得価額を記載してください。

昭和税務署（源泉担当部門）からのお願い事項

1 期限内納付の指導と納付遅延者に対する早期納付の指導について

関与先に対して、源泉徴収した所得税の期限内納付を指導していただくほか、仮に納付していない事実を把握された場合には、早期納付の指導をお願いいたします。

なお、早期納付が困難であると認められる関与先につきましては、所轄税務署の源泉所得税担当部門に納付相談するよう併せて指導をお願いいたします。

2 提出書類の確実な記載等について

税務署に提出していただく次の書類については、源泉所得税額等の把握・確認を行う上でも有用な書類となりますので、確実な記載及び提出をお願いします。

- (1) 勘定科目内訳明細書のうち「⑩仮受金（前受金・預り金）の内訳書」（法人税確定申告書に添付）
- (2) 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（令和4年1月31日提出期限）
- (3) 所得税の青色申告決算書及び収支内訳書（所得税及び復興特別所得税の確定申告書に添付）

なお、「⑩仮受金（前受金・預り金）の内訳書」の「源泉所得税預り金の内訳」につきましては、月別に記載をお願いします。

また、給与等の源泉所得税等が未納となっている関与先については、「給与等の支払状況内訳書」の確実な記載及び提出についても御協力をお願いします。

記載例【法人】

(人格のない社団等で公表を希望する場合の留意事項)  
 人格のない社団等で、国税庁ホームページの公表事項に、本店又は主たる事務所の所在地を追加し公表することを希望する場合には、「**適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書**」を同時に提出する必要があります。

第1-(1)号様式

国内事業者用

### 適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

令和3年10月1日

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

申請者	住所又は居所 (法人の場合は本店又は主たる事務所の所在地)	(フリガナ) トウキョウト (〒 XXX - XXXX ) 東京都〇〇区△△ □-□ <small>(電話番号 03 - XXXX - XXXX )</small>
	納税地	(フリガナ) トウキョウト (〒 XXX - XXXX ) 東京都〇〇区△△ □-□ <small>(電話番号 03 - XXXX - XXXX )</small>
	氏名又は名称	(フリガナ) カスミ ショウカイ カブシキガイシャ 霞商会 株式会社
	代表者氏名	(フリガナ) カスミ タロウ (法人の場合) 霞 太郎
	法人番号	X   X   X   X   X   X   X   X   X   X   X   X   X   X   X   X
	〇〇 税務署長殿	

この申請書に記載した次の事項(◎印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

1 申請者の氏名又は名称

2 法人(人格のない社団等を除く。)にあつては、本店又は主たる事務所の所在地

なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。

また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

(公表事項)

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。

※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 <input type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者 <small>※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)</small>
令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情	
税理士署名	(電話番号) - - )

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通 信 日 付 日	年 月 日	認 認 印
	入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済		
	登録番号	<small>※ 個人番号カード/顔カード・産別免許証          持出時          その際</small>					

注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。  
 2 税務署処理欄は、記載しないでください。  
 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

登記と同一の表記とさせていただきます。

課税事業者の方は、レ印を記載してください。  
 ※次葉「登録要件の確認」欄の記載が必要です(「免税事業者の確認」欄の記載は不要です。)

免税事業者の方は、レ印を記載してください。  
 ※次葉「免税事業者の確認」欄及び「登録要件の確認」欄の記載が必要です。

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者(課税事業者)となろうとする場合は、レ印を記載してください。  
**※令和5年10月1日以降の取引について、消費税の申告が必要となります。**

消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、課税事業者となる課税期間の初日から適格請求書発行事業者となろうとする場合は、レ印を記載してください。また、「課税期間の初日」欄は、消費税課税事業者(選択)届出書の「適用開始課税期間(自)」に記載した年月日を記載してください。

第1-(1)号様式次葉

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

【2/2】

氏名又は名称 霞商会 株式会社

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。

免  
税  
事  
業  
者  
の  
確  
認

令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第15号)附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者  
 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

個人番号		法人番号	
事業内容	生年月日(個人)又は設立年月日(法人) 1明治・2大正・3昭和・4平成・5令和 〇〇年 Δ月 □□日	事業年度	自 4月 1日 至 3月 31日
事業内容	卸売業	資本金	100万 円

消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者

課税期間の初日  
 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日  
 令和 年 月 日

この申請書は、令和3年10月1日から令和5年9月30日までの間に提出する場合に使用します。

免税事業者の方は記載してください。

事業年度を記載してください。なお、設立1期目で事業年度が変則的なものとなる場合などは、通常時の事業年度を記載します。

資本金の額又は出資金額を記載してください(人格のない社団等は記載不要です。)

設立年月日を記載してください。

「はい」にレ印を記載してください。

消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことがない場合は、「はい」にレ印を記載してください。「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。

登  
録  
要  
件  
の  
確  
認  
  
参  
考  
事  
項

課税事業者です。  
 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者該当する場合は、「はい」を選択してください。

はい  いいえ

消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。(「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)

はい  いいえ

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。

はい  いいえ

記載例【個人事業者】

【公表に関する留意事項】

国税庁ホームページの公表事項に追加して以下の事項の公表を希望する場合には、  
**「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」**を同時に提出する必要があります。  
 ◇主たる屋号 ◇主たる事務所の所在地等 ◇通称 ◇旧姓

第1-(1)号様式

国内事業者用

### 適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

令和3年10月1日	(フリガナ)	ドウキョウト (〒XXX-XXXX) <small>◎ (法人の場合のみ公表されます)</small>	住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所 の所在地 東京都〇〇区△△ □-□ <small>(電話番号 03 - XXXX - XXXX)</small>
		(フリガナ)	トウキョウト (〒XXX-XXXX)
			納税地 東京都〇〇区△△ □-□ <small>(電話番号 03 - XXXX - XXXX)</small>
		(フリガナ)	コクセイ タロウ <small>◎</small>
			氏名又は名称 国税 太郎
		(フリガナ)	
		(法人の場合)	代表者氏名 <b>(記載不要)</b>
			法人番号

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

〇〇 税務署長殿

この申請書に記載した次の事項(◎印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

1 申請者の氏名又は名称  
2 法人(人格のない社団等を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地

**(公表事項)**

なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。  
 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付けてください。
	<input type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者
	※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要件等をご確認ください。)

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかつたことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情

税理士署名

(電話番号 - -)

整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通 信 日 付 印 確 認 印	年 月 日
入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード追加カード・運転免許証等の貼付
登録番号					

注意1 記載要領等に留意の上、記載してください。  
 2 税務署処理欄は、記載しないでください。  
 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

事業所を納税地としている場合でも、住所又は居所を記載してください。

姓と名の上にスペースを空けてください。また、屋号等は記載しないでください。

課税事業者の方は、レ印を記載してください。  
 ※次葉「登録要件の確認」欄の記載が必要です。

免税事業者の方は、レ印を記載してください。  
 ※次葉「免税事業者の確認」欄及び「登録要件の確認」欄の記載が必要です。

【免税事業者】どちらかの区分にレ印を記載してください。

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者(課税事業者)となろうとする場合  
**※令和5年10月1日以降の取引について、消費税の申告が必要となります。**

消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、課税事業者となる課税期間の初日から適格請求書発行事業者となろうとする場合  
 例: 令和6年1月1日から登録を受けようとする場合

第1-( )号様式改定

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

【2/2】

氏名又は名称

国税 太郎

該当する事業者の区分に応じ、1にレ印を併し記載してください。

免税事業者の区分

令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第4条第4項の規定の適用を受けようとする事業者  
 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

個人番号	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
生年月日(個人)又は設立年月日(法人)	1月1日・2月1日・3月1日・4月1日・5月1日								自	月	日	
事業内容	飲食店業											

消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者

課税開始の期日  
 令和 年 月 日

令和 年 月 日

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

免税事業者の方は記載してください。

個人番号を記載してください。  
**※マイナンバーカードなどの本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。**

生年月日を記載してください。

消費税課税事業者(選択)届出書の「適用開始課税期間(自)」に記載した年月日を記載してください。

「はい」にレ印を記載してください。

消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことがない場合は、「はい」にレ印を記載してください。「いいえ」の場合は、次の質問にも答えしてください。

登録要件の確認

課税事業者です。  
 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合、「はい」を選択してください。

はい  いいえ

消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことありません。(「いいえ」の場合は、次の質問にも答えしてください。)

はい  いいえ

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していません。

はい  いいえ

**(ご注意いただきたい事項)**  
**免税事業者の方は**  
**適格請求書発行事業者となった場合**  
**登録日以降の取引について**  
**消費税の申告が必要となります。**

令和3年11月5日  
国 税 庁**適格請求書発行事業者の登録申請書の提出に当たりご注意いただきたい事項**

適格請求書発行事業者の登録申請書の提出に当たり、記載漏れ、記載誤り、二重送信が見受けられます。これらの記載誤り等がある場合は、審査に通常よりも多くの時間を要することとなりますので、提出前に誤り等がないかどうか確認のうえ、ご提出ください。

**～申請書の記載に当たり、特にご注意いただきたい事項～****【住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地】欄**

〔法人事業者の方へ〕

- ・登記上の所在地を正しく記載してください。建物名、部屋番号も正確に記載願います。

**【氏名又は名称】欄**

〔法人事業者の方へ〕

- ・登記上の法人名を正しく記載してください。大文字・小文字、アルファベット表記・カナ表記も正確に記載願います。

〔個人事業者の方へ〕

- ・屋号を公表したい事業者の方は、別途「公表申出書」の提出が必要です。「氏名又は名称」欄へ屋号は記載しないようご注意願います。
- ・氏名は、住民票等に記載された漢字（字体）を正しく記載してください。  
なお、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載された文字と公表される文字とが異なる場合があります。

**【代表者氏名】欄**

〔個人事業者の方へ〕

- ・「代表者氏名」欄への記載は、法人事業者の方のみ必要です。個人事業者の方は、記入しないようご注意願います。

**【事業者区分】欄**

〔法人事業者及び個人事業者の方へ〕

- ・「課税事業者」/「免税事業者」のいずれかにチェックが入っているかご確認ください。

**【次葉】**

〔法人事業者及び個人事業者の方へ〕

- ・次葉の「登録要件の確認」欄は全ての事業者の方に記載していただく必要があります。  
記載漏れがないかどうかご確認ください。

**～e-Tax の送信に当たり、特にご注意いただきたい事項～**

一度送信した後、後日同じ内容で再送信されるケースが見受けられます。「受信通知」を確認いただき、二重送信とならないようご注意願います。

なお、二重送信となっている場合、原則として最後に送信された登録申請書を有効なものとして取り扱わせていただきます。

## 1 ～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で!!! ～

### 「データ」で受け取ると「書面」に比べてこんなに便利!!!

登録申請書をe-Taxで作成する際に「登録通知書の電子通知」に同意すると登録通知をデータで受け取れます。

#### 申請者にとって…

##### > 登録通知が早く受け取れる!

税務署における登録とほぼ同時に受け取れます。

##### > 紛失リスクがない!

登録通知は、メッセージボックス内に保管されるため書面的に紛失リスクがありません(1,900日間保存)。

##### > 取引先への連絡が便利!

メールに登録通知のデータを添付して取引先に連絡することもできます。

#### 関与税理士にとって…

##### > 税理士にもお知らせが届く!

事前にメールアドレスを登録しておけば、関与先の登録通知があったことをメールで関与税理士にもお知らせします。



#### 取引先にとって…

##### > 書面保存が不要!

登録通知を電子データで受領することで書面保管が不要です。

##### > 真正性の確認が可能!

登録通知の電子データに税務署による認証を付しているため、e-Taxソフト又はe-Taxソフト(WEB版)を利用すれば、税務署が作成した改ざんのないデータであることが確認できます。

## 2

## ～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で!!! ～

### 「データ」で受け取っても大丈夫!!!

#### 登録通知がe-Taxで通知されたことはすぐに分かるの?

⇒ 登録通知がメッセージボックス内に格納されると、メールでお知らせします!

※ 事前にメールアドレスの登録が必要です。

#### 印刷できないの?

⇒ 書面通知と同様の形式での印刷が可能です。



登録通知をデータでもらっても安心だね!!

#### 個人事業者は、マイナンバーカードがないと、メッセージボックスの登録通知が確認できないのでは?

⇒ 個人事業者の方がメッセージボックス内の登録通知を確認する際には、マイナンバーカード等がなくても利用者識別番号及び暗証番号のみで確認できます!

※ マイナンバーカードがあればメッセージボックス内の全ての情報が確認できてより便利です。

## ～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で!!! ～

### データで受け取るには登録申請時にチェックが必要です!!

登録申請書をe-Taxソフトやe-Taxソフト（WEB版）で作成する際に登録通知についてデータで受け取ることを選択していただく必要があります。

#### e-Taxソフトの場合

＜入力画面イメージ（案）＞ 【直接入力】

＜申請書全体図＞

＜表示箇所＞  
「税理士署名押印」欄と「税務署整理」欄の間に表示されます。

＜表示文言等＞  
「本申請に係る通知書等について、電子情報処理組織（e-Tax）による通知を希望します 」と表示されるので、**チェック（）**を入れてください。

税務署整理

本申請に係る通知書等について、電子情報処理組織（e-Tax）による通知を希望します

管理番号	税務署	申請年月日	年	月	日	通信日付	欄
入力形態	年月日	通信	<input type="checkbox"/>	送付	<input type="checkbox"/>	送付	（注）
登録年月日							

※ 印刷機能についてはイメージを参照してください。

#### e-Taxソフト（WEB版、SP版<sup>※</sup>）の場合

＜入力画面イメージ（案）＞ 【問答形式】

＜表示箇所＞  
各項目を入力していくとe-Tax（電子通知）により受領することについて確認する画面が表示されます。

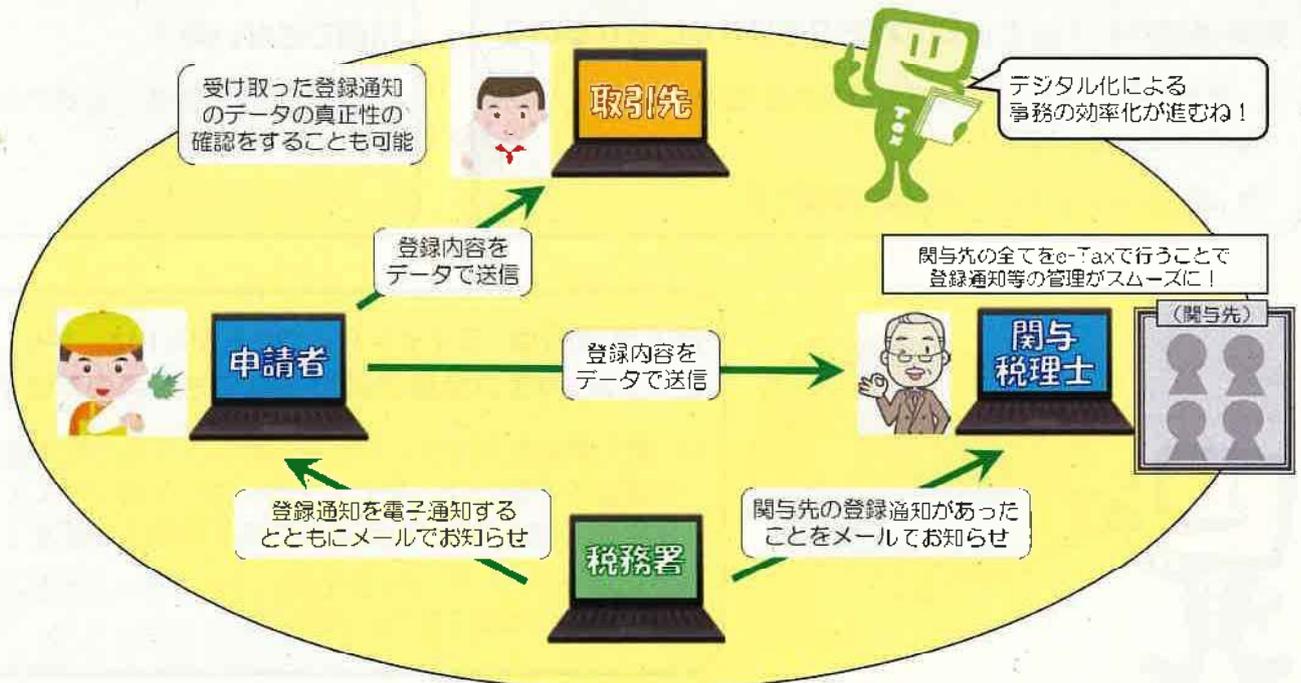
＜表示文言等＞  
「税務署による審査を経て、登録がされた場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。税務署から交付される資格請求書発行事業者の登録通知書をe-Taxで受け取ることを希望しますか。」と表示されるので、「希望する」を選択してください。

※ e-Taxソフト（WEB版）は税理士の代理送信に対応しますが、e-Taxソフト（SP版）は個人事業者向けに開発しておりますので、税理士の代理送信には対応していません。

## ～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で!!! ～

### 「データ」で受け取るとみんなペーパーレス!!!

登録通知をデータで受け取ると、登録情報のやり取りが全てデータで完結できます！



## 法人市民税の申告書等の提出先が変わります 名古屋市からのお知らせ

名古屋市では、令和4年1月から、法人市民税の申告書等の提出先が、市内の主たる事務所等が所在する区に関わらず、「栄市税事務所市民税課法人市民税係」になります。

そのため、申告書等を郵送で提出される際には、栄市税事務所あてに送付いただきますようお願いいたします。

(法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書や減免申請書などの法人市民税関係書類の提出先も同様です。)

### 【令和4年1月4日（火）からの申告書等の提出先】

担当部署	電話番号
栄市税事務所市民税課法人市民税係 〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)	(052) 959-3305

※1 申告書等は、引き続き、ささしま及び金山市税事務所または区役所・支所の税務窓口においても受け付けます。

※2 ささしま及び金山市税事務所または区役所・支所の税務窓口に来所して、申告書の記載方法等を相談される場合に、上記担当部署が対応することがあります。

### ◎eLTAXによる電子申告をご利用のかたへ

令和4年1月から、法人市民税の電子申告による提出先は「栄市税事務所」となります。

法人市民税申告書の提出先を「ささしま」または「金山」市税事務所登録されているかたは、1月8日（土）に「栄市税事務所」へ提出先の変更（利用届出自動変換）を行いますので、個別に変更の手続きをしていただく必要はありません。

1月4日（火）から7日（金）までに申告書を作成し送信する場合は、利用者情報の「提出先」を変更してください。

※ 1月11日（火）以後は、提出先を「ささしま」または「金山」市税事務所として作成された申告書を送信しても、eLTAXポータルセンタで受け付けられません。

### お問い合わせ先

市内の主たる事務所等の所在する区を担当する市税事務所法人市民税係にお問い合わせください。

主たる事務所等が所在する区	担当する市税事務所	電話番号
千種区、東区、北区、中区、守山区、名東区	栄市税事務所	(052) 959-3305
西区、中村区、中川区、港区	ささしま市税事務所	(052) 588-8006
昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区	金山市税事務所	(052) 324-9806